

商工会議所 迷惑メール対策サービス 申込書

□新規 □変更

利用するサービス:

□商工会議所のアイマトリックスサービス

太枠は必須項目です。必ずご記入ください。

「大商インターネットサービス契約約款」(https://www.osaka.cci.or.jp/it/support/pdf/net_index01.pdf)

およびアイマトリックス社が定める「製品使用許諾(ライセンス)契約書」(本申込書の3枚目に記載)の内容を承諾の上、以下のとおり申し込みます。

記入日(申込日)	年 月 日
サービス利用開始日(希望日) ※利用開始までに約1か月要します	年 月 日
企業名(カナ)	
企業名(漢字)	□会員(会員番号:)・□非会員
住所	〒 -
担当者所属部署・役職	
担当者氏名(カナ)	
担当者氏名(漢字)	
電話番号・FAX番号	TEL () - ・ FAX () -
連絡先メールアドレス	
請求先電話番号・FAX番号	TEL () - ・ FAX () -
請求書送付先メールアドレス	

1. 利用するサービスの選択、アカウント設定情報をご記入ください。

基本機能	□ アンチスパム・アンチウィルス対策
オプション (利用する機能を選択)	□ 無害化 □ セキュアファイル転送 ^[注1] □ 誤送信・情報漏洩対策 ^[注1] ※[注1]のオプションを選択される場合は、裏面の申込欄へもご記入ください
ドメイン名	※本サービスを利用するドメイン名
ドメインの配送先IPアドレス	[] ※FQDN可
ライセンス数	() 個 ※本サービスを利用するドメイン名の総メールアカウント数
管理者アカウント用メールアドレス	
管理者アカウントID	
送信者名	※アイマトリックス社製品より、送信される通知メールなどに記載される名称 (例)システム管理者
送信メールアドレス	※アイマトリックス社製品より、送信される通知メールなどのFromアドレスとして記載されるメールアドレス
備 考	

■申込事項■

※「0」(ゼロ)・「o」(オー)・「1」(イチ)・「l」(エル)・「-」(ハイフン)・「_」(アンダーバー)などは、登録間違いを防ぐためにふりがなをつけてください。
 ※本申込書をコピーし控えとして必ず手元に残しておいて下さい。

※利用料は、4月～翌3月を年度とし、年間の利用料(月額×12カ月)を一括で請求書を発行します。
 ※年度途中でご加入の場合年度末までの残月数分を一括して請求し、翌年度からは4月～翌3月の年間請求書を発行します。
 ※解約は、毎年2月末までにご連絡ください。
 ※弊所の指定する日時までにお支払いがない場合は、強制的に解約となります。
 解約になると、アイマトリックス側ではメールの送受信ができなくなります。これに伴うメールのロスト等の問題については弊所では責任を負いません。
 ※年度途中の解約の場合、当該年度末までの利用料の返金はいたしません。

●個人情報の取り扱いについて:

ご記入いただいた個人情報は申込事業所・団体関係者の事前同意が得られない限り、第三者に提供することはありません。
 ただし、サービス申込の取り次ぎや、利用者への各種連絡・情報提供・DM・アンケートなど、業務上必要と思われる場合は、商工会議所インターネット接続サービスに関わる業務委託先に提供する場合があります。

2. オプションで「☐ セキュアファイル転送」、「☐ 誤送信・情報漏洩対策」を選択した場合のみ以下の情報をご記入ください。
※記入情報に不備があった場合、送信処理が正常に行われない場合がございます。

メールサーバーの種類	☐ Microsoft365 ☐ Google Workspace ☐ その他
送信時に使用するIPアドレス ※MS365/Gmailの場合は記入不要	[. . . /] [. . . /] [. . . /] [. . . /] ※お客様環境からアイマトリックス製品へメール送信時に使用するIPアドレス(FQDN不可)
固定メールサーバーIPアドレス ※MS365/Gmailの場合は利用不可	[. . . /] ↑アイマトリックス社製品からMX配送を使用せずに固定メールサーバーへ配送する場合のみ記載
送信時に使用するプロトコル ※送信メールがアイマトリックス製品を 経由する場合	プロトコル : ポート : ※お客様環境からアイマトリックス製品へメール送信時に使用するプロトコル ※STARTTLS接続が可能な場合は、基本的にSTARTTLS接続により配送

■申込事項■

※「0」(ゼロ)・「o」(オー)・「1」(イチ)・「I」(エル)・「-」(ハイフン)・「_」(アンダーバー)などは、登録間違いを防ぐためにふりがなをつけてください。
※本申込書をコピーし控えとして必ず手元に残しておいて下さい。

※利用料は、4月～翌3月を年度とし、年間の利用料(月額×12ヵ月)を一括で請求書を発行します。
 ※年度途中でご加入の場合年度末までの残月数分を一括して請求し、翌年度からは4月～翌3月の年間請求書を発行します。
 ※解約は、毎年2月末までにご連絡ください。

※弊所の指定する日時までにお支払いがない場合は、強制的に解約となります。
 解約になると、アイマトリックス側ではメールの送受信ができなくなります。これに伴うメールのロスト等の問題については弊所では責任を負いません。
 ※年度途中の解約の場合、当該年度末までの利用料の返金はいたしません。

お問い合わせ先: 大阪商工会議所 経営情報センター(TEL:06-6944-6580/FAX:06-6946-7214)	
大商事務局記入欄:	
受付番号[]	処理日(1)[/ /]
処理日(2)[/ /]	

申込書式 No.2025-09-IMX

製品使用許諾(ライセンス)契約書

アイマトリックス株式会社

本ライセンス契約書(以下「本契約書」とし、本契約書が定める契約を「本契約」とする)は、アイマトリックス株式会社およびその関連会社(以下「アイマトリックス」)が提供する、

- コンピュータソフトウェア、ハードウェア、アプライアンスサーバー、またはアイマトリックスが運用もしくは利用するクラウドシステムより提供されるサービスと、それらに関わるコンサルティング、サポート等であって、アイマトリックスが所有権、著作権その他の知的所有権もしくは販売権を有するもの、
- 個別に提供されるか前記(i)に含まれるかにかかわらず、第三者の会社または組織(以下「提供組織」)がアイマトリックスに対し、使用、再販、再ライセンス等を明示的もしくは黙示的に許諾した、ソフトウェア、ハードウェア、サービス(ネットワークを用いた情報提供等のサービス、保守、運用、修理等のサービス、およびパブリックドメイン、オープンソースソフトウェア、フリーウェア等を含む)、
- 前記(i)および(ii)のそれぞれの組み合わせまたは仕組み、およびこれらに関連する一切のデータ・資料(併せて以下「製品」)について、以上の全てまたは一部分が、有償または無償か、一時的か否かを問わず、それらの使用について定めるものです。個人、企業、団体等、製品を使用する全ての使用者(以下「ユーザー」)が、如何なる形態かを問わず、製品のダウンロードの開始、インストールあるいは製品の使用を開始した場合、ユーザー(製品利用の手順に含まれる、ユーザーが特定のメール配送先、ファール転送先等の第三者を含む)とアイマトリックスとの間で例外なく本契約が締結された事とします。

1. 製品の使用許諾

a. 製品の使用

本契約書に定める条件に従って、アイマトリックスは、ユーザーに対し、製品に関する非独占的な使用許諾(以下「ライセンス」)を、1年間を最長期間としてアイマトリックスとユーザー間で合意した販売条件等に基づき供与します。アイマトリックスにより製品使用許諾(ライセンス)契約書が、当該供与期間中に改定された場合、本契約はユーザー個別の条件(期間、ライセンス数等、ただしこれらに限定されない)を除き、同様に改訂されたものとし、ユーザーは改訂された当該製品使用許諾(ライセンス)契約書に基づいて製品を使用する事とします。

ユーザーはアイマトリックスが提供する製品の機能を、アイマトリックスが定める仕様に基づいて、その目的にのみ使用することができます。製品は単独で動作するか、もしくは他の製品や第三者のシステムと連携して製品として機能することとします。ユーザーは、アイマトリックスに対し、製品が機能するために必要なユーザーの情報へのアクセスを許諾し、アイマトリックスは、ユーザーの情報を、製品を機能させる目的にのみ使用するものとします。ユーザーは、製品の使用にあたり関連法令を遵守するものとし、製品を違法な目的その他アイマトリックスが定める製品の使用目的以外には使用しないものとします。アイマトリックスおよび提供組織は、ユーザーに対し、本契約で定める条件下での製品の使用のみを許諾するものであり、その他のいかなる権利も付与するものではありません。

b. ライセンスの制約

本契約書に別段の定めのない限り、ユーザーは、製品の全部または一部について、複製、再頒布、改変、翻案、加工、消去、ユーザーもしくは第三者のソフトウェア、ハードウェアもしくはサービス(ネットワークを用いた情報提供等のサービス、保守、運用、修理等のサービスを含む)の製品への追加、その他一切の変更をすることはできません。これに違反してユーザーが作成した製品の複製物・変換物に関する知的財産権等一切の権利はアイマトリックスもしくは提供組織に属するものとします。ユーザーは、アイマトリックスまたは提供組織のみが製品の変更、維持、拡充、修正を行うことができますことに同意し、製品に表示されている注意事項および商標等を、隠蔽または削除することはできません。ユーザーは、その理由を問わず、直接的または間接的にも、製品の逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他の行為、それらの手段により製品に含まれる情報またはノウハウを閲覧しまたは入手すること、およびそれらを第三者に開示、漏洩、または公開することはいずれもできません。ユーザーは、本契約の期間中および終了後においても、アイマトリックスの事前の書面による了解なしに、ユーザーまたはその関連会社の合併もしくは解散を含む事業形態の変更等による場合を含め、いかなる場合も、有償か無償かを問わず、製品にかかるライセンスの譲渡、再ライセンス、第三者への提供、貸与、製品に関する情報の開示・漏洩をしないことに同意します。ユーザーは、アイマトリックス、その役員、その株主、その関係会社および提供組織に対し、本契約に定める条件に違反したことによる法的責任、第三者からのいかなるクレームに関し、上限額を設けることなくこれを補償し、この補償に関する定めは、本契約書の契約期間中および終了後においても有効であるものとします。

c. ライセンス数

ユーザーが使用することが許可されているライセンス数は、契約ライセンス数を上限とするものとします。契約ライセンス数は、アイマトリックスの提供する製品上に登録されている全てのユーザー(休止中のもの、グループリスト、およびエイリアス等を含む)の数とし、ユーザーは上限ユーザー数に応じアイマトリックスよりライセンスを購入するものとします。契約ライセンス数が大規模なユーザーを対象とした、サーバーシステム(実態的か仮想的かを問わず、製品として一部あるいは全部が機能する、仮想アプライアンス、仮想サーバー等のシステム環境を単位とするが、これらに限らない)の台数を単位としたライセンスの場合は、ユーザーはアイマトリックスの定める当該サーバーシステムの台数単位に応じて、アイマトリックスよりライセンスを購入するものとします。

d. 本契約書の終了

ユーザーが本契約に違反した場合、アイマトリックスは、製品の使用許諾を含む本契約を事前の通知なく解約することができます。また、ユーザーが製品の使用の対価の支払いを怠った場合、または、アイマトリックス標準取引規定の定めに従いアイマトリックスが本契約を解除した場合、または、契約期間が満了となった場合、本契約書は当然に終了します。本契約書が終了した場合、ユーザーは、直ちに、製品の使用を停止し、ユーザーの責任により、製品上のソフトウェアの消去等、ユーザー自身および第三者が製品を使用できないよう適切な処置を講じたうえで保管するか廃棄することとします。また、上記措置を実施するにあたり、ユーザーは、製品に蓄積されたユーザーのデータ、各種設定条件、メールアドレス情報、フィルタリングポリシーリスト等ユーザー固有の情報をユーザー自らの責任において製品外に移動して保存するか、消去または破壊等の処理を行うものとし、アイマトリックスおよび提供組織はそれらのいかなる情報に関し一切責任を負いません。

e. 知的財産権

アイマトリックスおよび提供組織は、製品に関し、日本、米国を含む各国の法令により保護される知的財産に関する一切の権利(以下総称して「知的財産権」)を保持しています。本契約に基づき許諾

されるライセンスは、明示的または黙示的にも、アイマトリックスおよび提供組織によるこれら知的財産権の全部または一部の移転であると解釈されることはありません。本契約における知的財産権には、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権および企業秘密に関する権利(これら権利に対応する、外国法令に基づき保護される諸権利を含む)を含みます。

f. その他

製品には、アイマトリックスが知的財産権を有しない第三者のソフトウェアまたはサービス(本項において総称して「第三者プログラム」)が含まれ、部分的か否かにかかわらず本契約の効力がそれらに及ばない場合があります。アイマトリックスがユーザーに開示できる、製品で使用している第三者プログラムの概要については、アイマトリックスにお問い合わせください。第三者プログラムの使用条件等については当該第三者プログラムの権利を保有する企業または団体の WEB サイト等を参照してください。ユーザーがそれらの利用条件に同意出来ない場合は、速やかにアイマトリックスに文書にて通知すると共に、当該第三者プログラムを含む製品およびシステムの使用を停止することとします。

2. 製品

ハードウェアを含む製品は軒先渡しの完了の時点の属する日、ソフトウェアはポータル／メール経由の場合はダウンロード開始時の属する日、CD等の記録媒体によるものはその配送時の属する日、また、製品がサービスのみの場合、アイマトリックスよりユーザーに対し、サービスを受けるためのプロダクトキー、ID / パスワードまたはシリアル No のいずれかの通知が行われた日、それぞれの納入日とし、製品の納入日より一年間または本契約が終了するまでのいずれか短い期間に限り、製品が機能することとします。アイマトリックスは、上記期間中、技術的商業的な優先度を勘案し、製品の改善、およびサービス障害の対策または復旧をおこない、製品の故障修復や改善のための部分的または全体的なソフトウェアのダウンロードサービスおよびハードウェア障害の修復サービス(以下「製品メンテナンス」)を、提供します。但し、提供組織のソフトウェア、ハードウェアもしくはサービス等に、アイマトリックスが技術的もしくは商業的に対応が不可能と判断したプログラムやサービスの脆弱性、不適合性もしくは瑕疵やサービスの中断や停滞等のシステム運用自体にかかわる問題があった場合、ユーザーによる製品の改変、翻案、加工その他の変更、またはユーザーの責に帰すべき事由に基づく修補、取替もしくは改変があった場合については、製品メンテナンスは行なわれません。また、アイマトリックスは、製品に使用されもしくは含まれるソフトウェアもしくはハードウェアに関する技術、またはそれらの運用技術もしくは環境に関し、バグ、エラーもしくは遺漏等のサービスの障害または不具合の無いことを、保証するものではなく、またそれらの品質の完全性を保証するものではありません。上記は本項に定める範囲に限定され、アイマトリックスおよび提供組織は、製品の性能、製品を使用することでユーザーが得ようとした結果・利益、市場における商品性、ユーザー側の固有な目的に対する適合性、第三者の知的財産権に対する非侵害を含めたその他一切の事柄につきこれを保証するものではありません。

3. 補償

製品の使用に伴ってアイマトリックスの責めに帰すべき事由(疑義を避けるために付言すると、本契約書において保証の対象外とされている事項および免責事項について、アイマトリックスはいかなる責めも負うものではありません。))によりユーザーが負った通常損害に限り、ユーザーの求めによりアイマトリックスは、ユーザーと協議し合意の上当該損害の全部または部分的な補償を行ないます。ただしユーザーがアイマトリックスに対し支払った製品対価の返却は上記を含めいかなる場合も行ないません。またユーザーは、本契約書に関連して生ずる、間接損害、特別損害、派生的損害および偶発的損害については、その発生の可能性が事前に予測し得るものであるか否かにかかわらず、一切アイマトリックスの補償に含まれないことに同意します。かかる補償は、いかなる法的根拠に基づくものであるか否かにかかわらず、また、ユーザーによる申立回数が 1 回以上となったとしても合計で、ユーザーからの最初の申立時から直近 1 年間の間にユーザーが製品を使用するにあたってアイマトリックスに支払った1年間分の製品使用の対価の合計額を上限とします。

4. 免責事項

アイマトリックスおよび提供組織は、製品の利用により生じる結果および製品を用いて行った行為によってユーザーが被る損失・損害につき、ユーザーおよびユーザーが製品を介して関わった第三者に対して、いかなる責任も負いません。ユーザーは、製品を経たEメール、添付ファイルおよびその他のユーザーに係わる通信(ユーザーが送受信したもの、未送受信のものを問いません)または付帯する情報に関し、製品の性能もしくは可用性、エラー、欠落、中断、削除、不具合、およびそれらに伴うデータの破損もしくは紛失、遅滞もしくは送受信の遅延、コンピュータウィルスへの感染、不正アクセスもしくは改ざん、通信回線の不具合、窃盗、破壊、または記録の盗用等につき、アイマトリックスおよび提供組織が、ユーザーまたは通信の相手方に対して、いかなる責任も負わないことに同意します。ユーザーは、これらの事故または損害発生の不可避性を理解し、当該通信または付帯する情報の保全や安全対策を行うために、具体的に別途システムまたは装置を用いた対応策をユーザーの責任により実施する事とし、アイマトリックスおよび提供組織は当該対応策等について何ら責任を負いません。また、アイマトリックスおよび提供組織は、製品を経由して配送されるデータおよびメッセージの内容に何ら関与または関知するものではなく、たとえば、脅迫的、中傷的、わいせつな、いやがらせ目的の、もしくは侮辱的な内容を含む、または第三者の知的財産権を侵害するような、ユーザーに係わる情報および通信の内容等につき、一切責任を負いません。

5. 総則

本契約に関するいかなる解釈、紛争も、日本法に準拠し、東京地方裁判所を、本契約書に関するすべての紛争についての専属的管轄裁判所とします。本契約または本契約に基づく権利のすべてまたは一部を、ユーザーはアイマトリックスの事前の書面による許可なしに譲渡、担保提供その他の処分をすることはできません。本契約に基づくアイマトリックスの権利は、アイマトリックスの権限ある代表者の署名または押印のある書面によってのみ放棄され、当該書面に放棄の対象として明示されない限り、明記された以外の権利を放棄するものではありません。本契約書の一部が無効となりまたは執行不能であることが判明した場合、その部分のみが本契約書から削除されたものとみなされ、削除部分以外については効力を持続するものとします。ユーザーが本契約書に違反し、またはきわめて違反の可能性が高く、アイマトリックスに生ずる損害がユーザーの支払う損害賠償金では回復できないおそれがある場合、アイマトリックスは違反行為の差止請求ができるものとします。本契約の内容は両当事者間の完全合意事項であり、本件に関するすべての本契約書締結以前のコミュニケーション、交渉、契約書に優先します。

以上

(20230630)